

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年から約〇年間、A所在のB組合でチェーンソーの修理業務等に従事していたが、昭和〇年〇月〇日を症状確認日として、振動障害を傷病名に療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）となった。

請求人は、請求人の振動障害は治癒していないとして、治癒後の期間について、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の振動障害は治癒しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の振動障害が治癒しているものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、今後も症状の改善・治療効果が期待できるとして、平成〇年〇月〇日をもって治癒としたのは誤りである旨主張しているので、以下検討する。
- (2) 労災保険制度における治癒については、医学上一般に承認された治療方法をもってしても、その効果が期待し得ない状態をいい、いわゆる完治の状態とは必ずしも一致しないものとされており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものと判断する。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「(症状) 両肩の肩こりが強く、前腕まで痛みがある。特に肩から両肘にかけての痛みが酷く、また、両手から指先に痛みと冷感、しびれがある。これらの症状は振動障害になった当初からある。症状は、時期的なものではなく年中あり、特に寒冷期（1月から4月頃）までが痛み、冷感、しびれが強い。レイノー現象は〇年以上前から出ていない。マッサージ、電気治療のリハビリを受けた後は、痛み、しびれも緩和されるが、リハビリをしないと、痛みやしびれが出てくる。」と述べている。
- (4) C医師は、平成〇年〇月〇日付け振動障害に関する意見書において、要旨、「(治療内容と効果) 薬物療法、リハビリ、生活指導などを行う。各症状は年々良好となり改善されているが、末梢神経障害、運動器障害は著変はない。(総合意見) 各症状（自覚症状）は年々改善されたが、経過観察にて昨年などのデータと比較して、VL（2）→VL（3）、NL（2）→NL（3）となり、症状やや増悪。症度区分はいずれも1以上悪化しているが、頸椎由来のものも十分考えられ、また、加療の長期化もあり、平成〇年〇月で症状固定とし、その後アフターケアで様子を見るのが妥当と判断した。」と述べている。
- (5) D医師は、平成〇年〇月〇日付け面談事蹟書において、要旨、「請求人は、長期療養にかかわらず症状の改善傾向はみられない。また、振動障害の症状及び

治療内容に大きな変化は認められない。症状について著変も認められず、治療は理学療法、鎮痛剤の投与等対症的な療法で、一時的な症状の寛解はあるとしても、症状そのものの改善効果は期待できない。主治医は、約〇年に及ぶ長期療養と〇か月の経過観察を行った結果として、これ以上の著明な症状の変化は期待できないと判断し、平成〇年〇月〇日をもって症状固定の状態にあると判断したものであり、妥当であると考え。症状固定後の振動障害の治療は、アフターケアの措置内容で対応できる。」との所見を述べている。

- (6) 上記請求人の申述、振動障害に係る検査結果、C医師及びD医師の所見に鑑みると、検査結果の数値に多少の変動は認められるものの、振動障害の治療を始めて約〇年経過しても症状の推移に大きな変化は認められず、長期的には請求人の症状は安定していると認められるところであり、治療内容も理学療法及び鎮痛剤の投薬等対症的な療法であることから、当審査会としては、治療効果は期待できない状態であったものと思料され、平成〇年〇月〇日時点における請求人の症状は治癒の状態にあったものと判断する。

したがって、請求人の平成〇年〇月以降の休業補償給付の請求は、治癒後の請求であり、認めることはできない。

- (7) なお、請求人らは、平成8年1月25日付け基発第35号「振動障害に係る保険給付の適正化について」（以下「35号通達」という。）及び同日付け事務連絡第1号「振動障害に係る適正給付管理対策の運用について」（以下「事務連絡第1号」という。）により療養の継続が必要であると主張するが、たとえ35号通達及び事務連絡第1号により示された症状の悪化の目安に該当するのではないかとの疑義があったとしても、請求人の治療を長年担当していた主治医であるC医師が請求人の症状の推移、経過観察の結果等により治癒と所見しており、同所見を踏まえ治癒とした監督署長の判断に瑕疵があるとまでは言えず、請求人らの主張は採用できない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。